

再生利用個別指定の手引

令和6年2月

豊田市環境部廃棄物対策課

再生利用個別指定制度について

再生利用個別指定制度とは

再生利用個別指定制度は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」(昭和46年厚生省令第35号)第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく制度で、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を市長が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とするものです。

これにより、これらの産業廃棄物の再生利用を容易に行えるようにするものです。

1 指定の対象等

- (1) 対象となる産業廃棄物は、再生利用されることが確実な産業廃棄物です。また、産業廃棄物処理業許可を不要とすることが必要であり、かつ、適当であると判断される場合に限り指定を受けられます。
- (2) 指定の申請者は、再生利用(再生輸送)をしようとする者(再生活用(処理)業者、再生輸送業者)です。産業廃棄物処理業許可を不要とする制度ですので産業廃棄物処理業許可の対象とならない任意団体などは対象となりません(法人格を持つ団体又は個人)。
- (3) 産業廃棄物処理業許可が不要となるだけで産業廃棄物処理基準等の規制が除外されるものではありません。

2 再生輸送の基準

- (1) 対象産業廃棄物の排出事業者、再生活用業者又は再生利用事業者からその委託を受けること(再委託を受けることは認められない。)
- (2) 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が規則第10条各号に掲げる基準(産業廃棄物収集運搬業の許可の基準、別添)に適合するものであること。
- (3) 再生輸送が営利を目的としないものであること(原則的に無償)。
- (4) 生活環境上の支障が生じないこと。
- (5) 申請者が法第7条第5項第4号イからチまでのいずれにも該当しないこと(別途)。

3 再生活用(処理)の基準

- (1) 対象産業廃棄物の排出事業者のみからその委託を受けること。
(再委託を受けることは認められない。)
- (2) 再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が規則第10条の5各号に掲げる基準(産業廃棄物処分業の許可の基準、別途)に適合するものであること。
- (3) 対象廃棄物の大部分が再生の用に供されること。

- (4) 再生活用が営利を目的としないものであること（原則的に無償）。
- (5) 再生活用の過程で生ずる産業廃棄物を適切に処理できること。
- (6) 排出事業者との間に再生利用に関する取引関係が確立しており、かつ、その取引関係に継続性があること。
- (7) 申請者が法第7条第5項第4号イからチまでのいずれにも該当しないこと（別途）。
- (8) 生活環境上の支障が生じないこと。

4 再生利用個別指定の手続き

- (1) 再生利用業の個別指定を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 再生利用個別指定業者が当該再生利用個別指定に係る事業範囲を変更しようとするときは、再生利用個別指定業変更指定申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない（事業範囲の一部を廃止する場合を除く。）。
- (3) 市長は、再生利用個別指定をしたときは、再生利用個別指定証（様式第3号）を交付する。
- (4) 再生利用個別指定業者がその指定証の有効期間を延長しようとするときは、指定証の有効期間が満了する前に再生利用個別指定証有効期間延長申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。
- (5) 再生利用個別指定業者は、再生利用個別指定を受けた事業に係る次の事項を変更したときは、速やかに、再生利用個別指定業変更届出書（様式第5号）に指定を添えて市長に届け出なければならない。
 - ア 住所
 - イ 氏名又は名称
 - ウ 事務所及び事業所の所在地
 - エ 再生利用の目的
 - オ 再生利用の方法
 - カ 取引関係
- (6) 再生利用個別指定業者は、当該再生利用個別指定に係る事業の一部又は全部を廃止したときは、速やかに、再生利用個別指定業廃止届出書（様式第6号）に指定証を添えて市長に届け出なければならない。
- (7) 再生利用個別指定業者は、指定証をき損、汚損、又は亡失したときは、許可証等再交付申請書（様式第7号）により、その再交付を市長に申請することができる。

5 指定を受けた者の責務

- (1) 毎事業年度終了後3月以内に事業報告を市長に提出しなければならない。
- (2) 再生輸送または再生活用の用に供する施設に指定を受けたことを示す表示をすること。
- (3) 指定に際して付した条件を遵守すること。

(4) 法第18条の報告徴収及び法第19条の立入検査の規定が適用されること。

6 公共工事等に伴う建設汚泥等の再生利用個別指定の取扱いについて

(1) 次の条件に合致する場合は、添付書類等の省略を可とし、再生利用を促進する。

(2) 再生活用する廃棄物

公共工事（区画整理事業など公共工事に準ずるものを含む。）で発生する建設汚泥（キラなど建設汚泥に準ずる無機汚泥を含む。）又はそれらを中間処理したもので、次の基準を満たすもの。

〈基準〉

- ・コーン指数が800kN/m²以上であること。
- ・処理物後の物が、土壤汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項に定める溶出量及び含有量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素における基準に適合していること。ただし、これ以外の懸念される物質の溶出、含有がある場合には、懸念される物質の基準に適合している。
- ・溶出水の検液の水素イオン濃度（pH）が5.8～8.6の範囲内であること。
- ・溶出水の検液の化学的酸素要求量（COD）が20mg/L以下であること。

(3) 再生活用する廃棄物の排出事業者

国、都道府県、市等が建設工事等を発注した建設業者であること。

(4) 再生利用事業

国、都道府県、市等が実施する公共工事とし、工事発注仕様書に特記事項として上記基準が記載されているものとする。

(5) 再生利用個別指定を受ける者

- ・国県の場合は、地方機関（公社、公団等を含む）の長
 - ・市（公社、公団等を含む）の場合は、市長
- ※申請者は、原則として（4）の工事を発注する者

(6) 再生利用個別指定の手続き

添付書類は、別紙のとおり省略可能とする。

(7) その他留意事項

- ・排出事業者は、マニフェストシステムにより、汚泥の流れを把握すること。
- ・再生利用する汚泥を収集運搬する場合は、排出事業者自ら行うか又は許可業者（汚泥の収集運搬の許可を持つ者）若しくは再生輸送業者（別途指定を受けた者）に委託すること。

7 土砂等から砂利・砂を製造する過程で発生する汚泥の取扱いについて

(1) 再生活用する事業者について

市内で天然の土砂を加工し、砂利・砂を製造する事業者に限定する。

(2) 再生活用する事業者の施設内での管理について

ア 搬出記録と設計図書の記載が整合していること。

イ 保管施設が、法第 12 条第 2 項の産業廃棄物保管基準※に適合していること。

※産業廃棄物保管基準（法第 12 条第 2 項）《抜粋》

①周囲に囲いが設置されていること。

②保管施設である旨の表示板が設置されていること。

③飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないような措置が講じられていること。

ウ 品質検査（コーン指数、溶出検査等）が定期的に行われていること

①埋め戻し材料として利用する場合、コーン指数が 800 kN/m^2 以上であること。

②処理後物が、土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項及び第 2 項に定める溶出量及び含有量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素における基準に適合していること。ただし、これ以外の懸念される物質の溶出、含有がある場合には、懸念される物質の基準に適合している。

③溶出水の検液の水素イオン濃度（pH）が 5.8～8.6 の範囲内であること。

④溶出水の検液の化学的酸素要求量（COD）が 20 mg/L 以下であること。

（3）使用方法について

埋め戻し材料としての利用に限る。ただし、瓦原料、陶土などへの再利用については「土砂等から砂利・砂を製造する過程で発生する汚泥の取扱い」ではなく、一般の再生利用個別指定とする。

（4）その他留意事項

再生の方法によっては汚泥処理物の pH が高くなることがあるが、この場合は表流水及び浸出水が、公共水域及び地下水を汚染することがないように、排水処理等の設計上の配慮を行うこと。

再生活用業者は再生利用業者に再生品を引き渡すまで同条（2）イの保管基準を遵守すること。